

第2 総 務 省

第3章
第1節
第2
総務省

不 当 事 項

補 助 金

(20) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (34)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費
部 局 等	総務本省、9 都道府県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県4、市10、会社1、計15 補助事業者等 (県4、市10、計14 事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	1 会社
国庫補助金等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、情報通信利用促進支援事業費補助金
上記の国庫補助金等交付額の合計	1,417,381,876 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	206,744,252 円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、39 都道府県、371 市町村及び59 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、4 県、10 市、1 会社、計15 事業主体が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び情報通信利用促進支援事業費補助金を受けて実施した事業において、補助の対象とならないなどして、これらに係る国庫補助金 206,744,252 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。